

## 田野町地域振興商品券指定店募集要項

### 1. 趣旨

原油高騰における光熱水費・物価高騰に直面する生活者に対する経済的負担軽減、地域内消費の喚起、地域経済の回復と活性化を目的とした、田野町地域振興商品券事業において、商品券を取り扱う指定店を募集する。

### 2. 応募資格・条件

田野町内において事業を営んでいる、事業所等を有する事業者。ただし、次に掲げる事業者は対象外とする。

- (1) 町民税等に滞納があるもの。
- (2) 事業所の代表者の住所が田野町住民基本台帳に登録されているものであっても、中芸地区以外で事業を行っているもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に抵触するもの。
- (5) 法令又は公序良俗に反するもの。

### 3. 申込方法

指定店の登録を希望する事業者は、「田野町地域振興商品券指定店登録申請書」に必要事項を記入の上、田野町役場地域振興課に提出するものとする。郵送又はファックスによる提出も可とする。ただし、令和7年度に指定店登録を受けた事業者については、別途行う取扱指定店登録継続意向調査で継続意向を示すことにより申し込むものとする。

### 4. 申込期間

- (1) 商品券事業実施期間中、隨時申込を受け付けるものとする。
- (2) 指定店に登録された事業者については、隨時ホームページへ掲載及び適宜購入者に取りまとめたものを配付することにより周知するものとする。

### 5. 指定店の登録

町は、指定店の登録をした事業者については、指定店登録証及び商品券取扱店ポスターを速やかに送付するものとし、指定店は当該ポスターを店頭に掲げ、事前に商品券指定店であることを周知すること。

また、同時に指定店に登録された事業者については、隨時同様の対応を行うものとする。

### 6. 商品券の概要

- (1) 商品券は、額面500円、1人につき4封筒（1封筒につき10枚の5,000円分（内、

- 全店舗共通券6枚、小規模店舗専用券4枚))を令和8年4月1日において田野町住民基本台帳に記録されている世帯主を対象に送付する。
- (2)商品券の使用期間は、令和8年5月1日から令和8年12月31日までとする。
- (3)つり銭は出さないものとする。
- (4)次に掲げる物品又は役務は、商品券の使用対象外とする。

ア 不動産、金融商品、たばこ、医療費  
イ 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの  
ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に抵触するもの  
エ 国税、地方税、使用料などの公租公課  
オ その他、町が適当でないと認めたもの

## 7. 商品券の換金

- (1)換金手続 田野町役場 地域振興課  
(2)換金手数料 無料  
(3)換金期間 換金の請求期間は令和8年5月15日(金)から令和9年1月20日(水)までとし、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 8. 注意事項

指定店は、田野町地域振興商品券事業実施要綱及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)指定店は、商品券取扱ポスターを店頭に掲げること。  
(2)商品券のうち、全店舗共通券は全ての指定店が取扱うことができるものとするが、小規模店舗専用券は本店及び本部が町外にあるチェーン店の小売店では取扱いができないものとする。  
(3)登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。  
(4)商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を町に連絡すること。  
(5)商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。

## 9. 登録の取り消し

町は、指定店がこの要項に反すると判断した場合は、指定店の登録を取り消すことができる。

## 10. 申込・問い合わせ先

〒781-6410 田野町1828番地5  
田野町役場 地域振興課 商品券係  
TEL:0887-37-9316 FAX:0887-38-2044